

求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の知内を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(議決)

第41条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議決の省略)

第42条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、その議決に加わることのできる理事の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときには、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを必要としない。

2 ただし、前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事及び監事の内1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会会則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び振込み等の手続きについては、理事会の議決を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返済を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の議決に基づき、一般法人法第114条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第53条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款変更、解散

(定款変更)

第54条 この定款は、社員総会において、総正社員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

(解散)

第55条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第56条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第57条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務は、構成及び運営に関し必要事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

第11章 支部

(支部)

第59条 当法人の活動強化を図るため、支部を置くことができる。

- 2 支部の地区割り及び役員等については理事会の議決により、別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める。

第13章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第64条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第65条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	岩原 真	設立時理事	谷口 美智
設立時理事	小林 英子	設立時理事	長山 ミサエ
設立時理事	磯 孝	設立時理事	松崎 努
設立時理事	鈴木 雅子	設立時理事	坂原 米子
設立時理事	尾又 まさ子	設立時理事	原田 二三代
設立時理事	高久 京子	設立時理事	渡邊 佳子
設立時理事	矢野 淑子	設立時理事	清水 裕介
設立時理事	飯島 百子	設立時理事	稲田 雅子
設立時理事	那須野 孝	設立時理事	川俣 真由美
設立時理事	宇賀神 弓	設立時理事	松島 千鶴子
設立時監事	田中 宣行	設立時監事	野口 悦紀

(設立時社員の氏名)

第66条 設立時社員の氏名は次のとおりとする。

設立時社員	岩原 真
設立時社員	谷口 美智
設立時社員	磯 孝
設立時社員	松崎 努

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。